

排出権 (ETS) no. 3

National Greenhouse and Energy Reporting Act

2008年7月より会計年度毎に

Department of Climate Change (DCC) に登記及び報告する義務が有ります。

期間	登記最終日	報告最終日
1 July 2008 – 30 June 2009	31 August 2009	31 October 2009
1 July 2009 – 30 June 2010	31 August 2010	31 October 2010
1 July 2010 – 30 June 2011	31 August 2011	31 October 2011

DCCに登記する際には法人格を持たない (アン・インコ) の Joint Venture (JV) の場合は JV 参加企業の中から 1 社指名する必要がある有ります。指名された企業が責任を持つて DCC に登記する必要がある有ります。

報告義務を怠った企業に罰金刑を含む民事罰が課されます。

登記をまだされてない企業は速やかに行う事をお勧め致します。遅れば遅れる程、遅れた理由の正当性を示す事が難しくなります。

登記は既に終了済みであるが排出量の報告をなされていない企業は当局である DCC のブラック・リストに掲載されますので速やかな報告が必要となります。

更に詳しい内容をご希望の方は下記までご連絡願います。

弁護士 物理学会正会員 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市